

令和6年度（令和5年度からの繰越分）第2回鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金
事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、介護職員の処遇改善を行うため、鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において介護サービス事業者等に対して交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱（令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知（一部改正令和6年2月8日付け老発0208第2号）別紙。以下「実施要綱」という。）及び令和5年度介護職員処遇改善支援補助金交付要綱（令和6年1月25日厚生労働省発老0125第1号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金額）

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
実施要綱4(1)に規定された対象事業所の介護職員等の処遇改善に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費	$\text{補助額} = a \times b \times c$ a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。なお、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。） b 1単位の単価 c サービス類型別交付率（別紙） ※1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）第2回補助金の補助金額は、令和6年5月分の介護サービス等報酬総額、同年2月分以降の報酬の額に誤りがあり過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む額（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）及び同年2月分から同年5月分の月遅れ請求等があった場合はその額から算出した額とする。

(計画書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書(別記第2-1号様式)
- (2) 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)(別記第2-2号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合、実施要綱7(5)に基づき、特別な事情に係る届出書(令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金)(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。

3 第1項の規定により提出した計画書の内容に変更が生じた場合、変更に係る届出書(令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金)(別記第5号様式)に、変更後の計画書等を添付して提出するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、令和6年度第1回補助金の交付を受けるため、令和6年度(令和5年度からの繰越分)第1回鹿児島県介護職員処遇改善支援交付金事業費補助金交付要綱第3条第1項及び第2項に基づき計画書又は届出書を提出した者は、前3項に基づく計画書及び届出書の提出を省略することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出については、事業者が実施要綱4(3)に規定する対象期間において提供したサービスのうち、令和6年4月サービス分以後の各月の介護サービス等報酬の請求を、鹿児島県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に行うごとに、当該請求のあった介護サービス等報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について、補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなす。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなした場合において、国保連から提供を受けた情報等に基づき、規則第4条及び第14条の規定による補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとする。

2 規則第4条及び第14条の規定に基づく交付決定及び確定の通知は、国保連から支払額通知書を介護サービス事業者等に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項に規定する補助金の請求は、事業者が実施要綱4(3)に規定する対象期間において提供した介護サービスのうち、令和6年4月サービス分以後の各月の介護報酬の請求を国保連に行う毎に、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について請求がなされたものとみなす。

3 この補助金は、原則として次により交付するものとする。

(1) 国保連に登録されている口座が債権譲渡されている介護サービス事業所等分は、届け出た口座に交付する。

(2) (1)以外の介護サービス事業所等分は、国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座に交付する。

(実施要綱に基づく実績報告)

第8条 実施要綱7(2)に基づく実績報告書については、次に掲げるとおりとする。

(1) 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(別記第8-1号様式)

(2) 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)(別記第8-2号様式)

2 実施要綱7(2)に基づく実績報告書については、実施要綱4(3)に規定する対象期間において提供したサービスに係る補助金の交付を全て受けた後に1回提出すればよいものとし、提出期限は別に知事が定める日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。